

## 現場管理者が「知らない」では済まされない！

## 繰り返される「恣意的なボーナスカット」は許さない！！

12月2日以降、会社は年末手当の明細書を社員に手渡しています。その中で、会社がまたもや私たちの労働組合に所属する社員のボーナスを5%カットしていることが明らかになりました。

ボーナスカットされた社員が現場管理者にその理由を聞いたところ、ある管理者は「総合的判断です」と答え、日頃作業中に現場を歩き回って社員に対して「注意・指摘」をしている2名の管理者は「私は知らない」「答えられない」という対応をしたそうです。

しかし、別の社員が以前行った『労働審判』（「労働事件」を迅速で費用が安く済むよう解決する制度）の中で関西支社は「現場管理者が社員に行った指摘事項は管理者ミーティングで全管理者が共有し、それを所長がまとめて支社に報告する」と明らかにしています。現場管理者が「私は知らない」で済まされる問題ではありません。

今回の年末手当の「査定期間」は今年の4月から9月の半年間です。その間、今回ボーナスカットされた社員に「処分」等や、会社の言うところの「非違行為」はありません。

また、会社が行ったボーナスカットに対して今年の4月に初めて『労働審判』を裁判所に申し立て、この12月1日付で仕業検査車両所に転勤になった社員に対しても今回ボーナスの5%カットがされました。

日頃、職場で発生する事象や会社諸施策についてモノを言う社員に対して「合理的な理由」が無くても恣意的なボーナスカットを繰り返す会社の姿勢は許せません。同じように現場で働く社員の皆さんはどう考えますか？！